

# 秋田県文化財保存活用大綱 (案)

秋田の宝を未来につなぐ



令和 3 年 2 月

秋田県教育委員会





## ■ 序章

1 大綱策定の背景と目的	1
2 大綱の位置付け	3

## ■ 第1章 秋田県の状況

1 秋田県の概要	
(1) 自然的・地理的環境	4
(2) 歴史的特色	6
(3) 人口の動き	9
(4) 観光の現状	9
2 秋田県内の文化財の概要	
(1) 文化財の体系	10
(2) 文化財の保護制度	10
(3) 各地域の文化財	10
3 文化財の保存・活用の現状と課題	
(1) 文化財の種別ごとの現状と課題	15
(2) 保存・活用の課題の整理	19

## ■ 第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 目指す将来像	22
2 保存・活用の基本的な方針	
(1) 地域の文化財の把握	22
(2) 担い手の育成	23
(3) 文化財の特性に応じた対策	24
(4) 情報発信	24
(5) 学校教育との連携	25
(6) 活用に向けた専門人材との連携	26
(7) 観光資源としての磨き上げ	26
(8) 地域づくりへの活用	26

## ■ 第3章 文化財の保存・活用に向けた県の取組の方向性

1 文化財の保存を主とした取組	
(1) 文化財の調査	27
(2) 文化財の指定等	27
(3) 文化財の修理・整備への支援	27
(4) 多彩な伝統行事の保存	27

2	観光振興やまちづくり分野における取組	
(1)	地域の力を結集した「総合的な誘客力」の強化	28
(2)	文化の発信力強化と文化による地域の元気創出	28
(3)	「関係人口」を生かした活力ある地域づくり	28
3	県所有文化財について	
(1)	有形文化財（建造物）	29
(2)	有形文化財（美術工芸品）、有形民俗文化財、登録記念物	30
 ■ 第4章 市町村への支援の方針		
1	保存・活用の取組への支援	31
2	文化財保存活用地域計画作成への支援	
(1)	基本情報の収集・整理	31
(2)	作成協議会の設置	31
(3)	地域計画の作成	32
3	歴史的建造物等の活用にあたっての建築基準法の適用除外について	32
 ■ 第5章 防災・災害発生時の対応		
1	文化財の防災	
(1)	文化財の種別ごとの対応	33
(2)	文化財リストの整備	34
(3)	文化財防災ネットワークの構築	34
(4)	防災訓練の実施	34
2	災害発生時の対応	
(1)	初期対応	35
(2)	文化財のレスキュー活動	35
 ■ 第6章 文化財の保存・活用の推進体制		
1	秋田県の体制	
(1)	文化財保護主管課	36
(2)	関係課室及び機関	36
2	秋田県文化財保護審議会	37
3	秋田県内の関係団体等	37
4	市町村との連携	37
5	今後の体制整備の方針	
(1)	関係機関との連携	38
(2)	地域社会との連携	38
(3)	文化財担当部局の体制強化	38

## ■ 資料編

1 秋田県文化財保存活用大綱策定までの経過	41
2 秋田県文化財保存活用大綱に係る諸計画	42
3 文化財の種類と保護の体系	43
4 国、県による文化財調査一覧	44
5 秋田県の国、県指定文化財位置図～建造物	45
6 秋田県の国、県指定文化財位置図～無形民俗文化財	46
7 秋田県の国、県指定文化財位置図～史跡	47
8 秋田県の国、県指定文化財位置図～名勝・天然記念物	48
9 秋田県内の国・県指定文化財等件数一覧	49
10 秋田県内の国・県指定等文化財一覧	50

## ■ 序章

### 1 大綱策定の背景と目的

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共通の財産である。文化財を確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務であるが、過疎化や少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となっている。一方で、全国的に文化財の観光資源化など活用ニーズが増大しており、地域の文化財を新たな資源として、まちづくりに活用しようという機運も高まっている。こうした中、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組むことを趣旨として、文化財保護法（昭和25年法律第214号）が改正され、平成31年4月に施行された。これにより、都道府県は、文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱である「文化財保存活用大綱」を定めることができるようになり、市町村はそれに基づいて、「文化財保存活用地域計画」を作成できることとなった。

本県は、世界自然遺産の白神山地をはじめとする雄大な山々、十和田湖や田沢湖などの美しい湖、変化に富む地形の男鹿半島、良質な温泉など、豊かな自然環境に恵まれている。また、世界的に人気の高い秋田犬、角館や増田などの歴史的な町並み、世界遺産登録を目指す縄文遺跡群に加え、ユネスコ無形文化遺産に登録されたナマハゲや山・鉢・屋台行事の他、竿燈などの祭り行事や民俗芸能、発酵食をはじめとする特色ある食文化など、多彩な文化資源を有している。こうした地域住民が愛着をもっている自然と文化資源を「秋田の宝」として、適切な保存を進めていく。

#### 〔 秋田の宝 〕

##### 豊かな自然

白神山地、十和田湖、田沢湖  
男鹿半島、象潟、鳥海山 等

##### 多彩な伝統行事

ナマハゲ、山・鉢・屋台行事、竿燈 等  
各地の民俗芸能や祭り行事

##### 特色ある食文化

きりたんぽ鍋、稲庭うどん  
発酵食、いぶりがっこ 等

##### 地域の文化財

縄文遺跡群、角館武家屋敷  
増田の蔵、秋田犬、マタギ 等

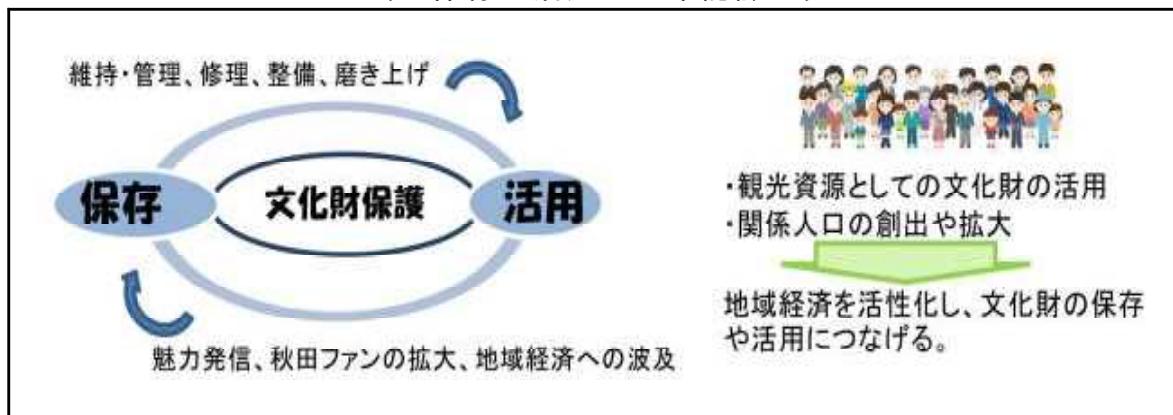
一方で、文化財等の保存・継承には、一部に危機的な状況が見られる。本県では、過疎化が急速に進み、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）も日本で最も高い。平成29年（2017）に100万人を割り込んだ総人口は、令和27年（2045）には、約60万人、高齢化率は50%を超えると推計（\*）され、文化財を維持管理していくための担い手不足は今まで以上に進むと考えられる。さらに、資金的な課題も大きくなってきており、個別に文化財を保護してきた方法による文化財の継承が難しくなっている。

\* 国立社会保障・人口問題研究所「日本地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」による。

文化財の継承には、保存の措置とともにその大切さを伝えることが不可欠であり、その理解を促すことが必要となる。そこで、適切な保存や従来の手法での活用等に加え、価値や魅力をふまえた総合的かつ計画的な文化財の保存・活用を進めることで、観光や地域振興等に活かし、地域一体となって、保存と活用の相乗効果を生み出していく視点が必要である。

本大綱は、これらのこととを基本認識として、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の本県文化財保護行政の共通基盤とするものとして策定する。

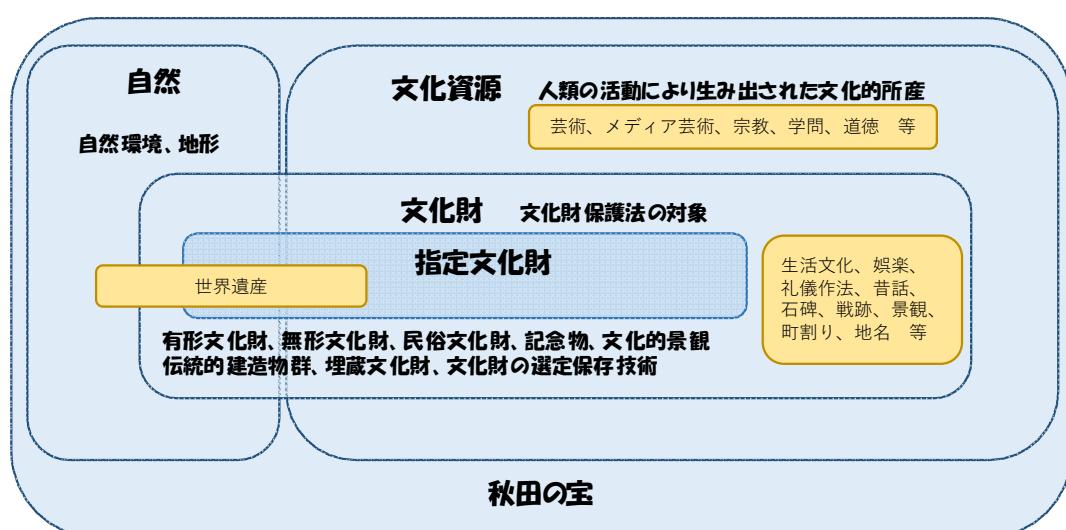
### [ 保存と活用の基本認識 ]



本大綱で対象とする文化財は、文化財保護法第2条に規定される文化財とするが、地域社会で大切に扱われてきた自然や文化資源は、国や地方公共団体により指定等された文化財だけとは限らないため、未指定文化財やこれまで文化財として扱われる事が少なかった生活文化や娯楽などについても対象とすることとする。

また、無形民俗文化財は、人々の生活と密接に結びついており、ゆるやかに変容しつつ継承されていくのが一般的である。継承とは次の世代に引き継ぐということであるため、本大綱では、保存という行為に含むこととする。

### [ 大綱における対象文化財の概念図 ]



## 2 大綱の位置付け

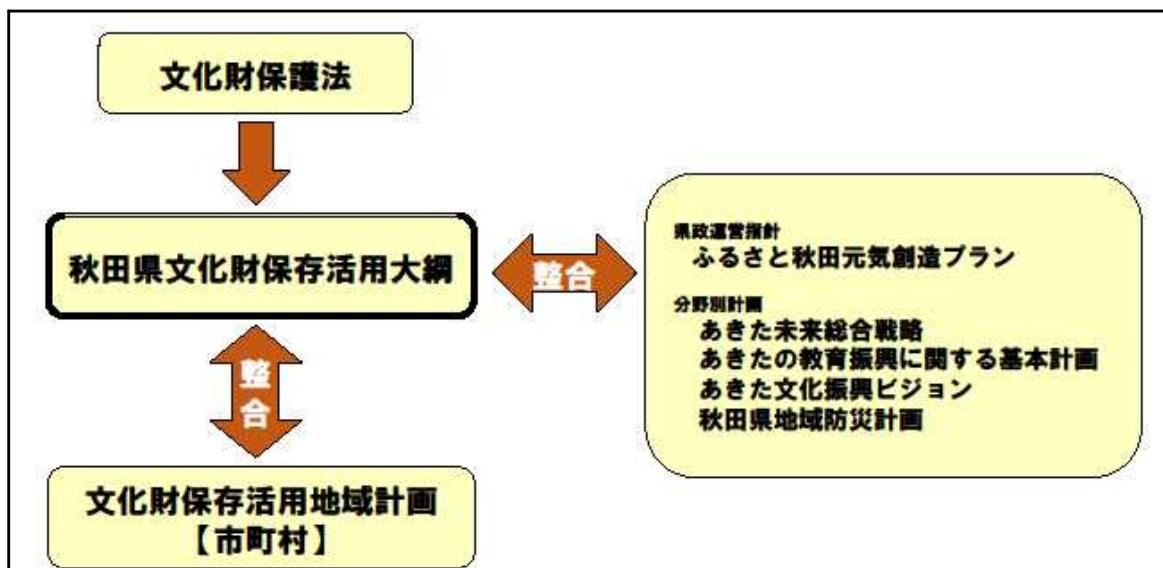
本大綱は、文化財保護法第183条の2の規定に基づくもので、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の本県文化財保護政策の共通基盤となるものである。そのため、本県の県政運営指針である第3期ふるさと秋田元気創造プラン（平成30年3月策定）（以下「3期プラン」という。）との整合性を図りながら、文化財分野を切り口にした本県の行動指針として位置付ける。加えて、第2期あきた未来総合戦略（令和2年3月策定）、第3期あきたの教育振興に関する基本計画（令和2年3月策定）、第2期あきた文化振興ビジョン（平成31年3月策定）、秋田県地域防災計画（令和2年6月修正）との整合性を図る。

また、各市町村で作成することができる「文化財保存活用地域計画」は、大綱の方針を勘案しつつ、域内の文化財の保存・活用を進める具体的な行動計画であり、大綱と整合性が取れた内容であることが求められる。

さらに、平成27年（2015）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（S D G s）」の、主に以下のゴール（ターゲット）の達成に資するものである。

なお、本大綱は3期プランの改訂にあわせ、見直しを図るものとする。

### 〔 大綱の位置付け 〕



### 〔 持続可能な開発目標（S D G s）のゴール 〕

4 質の高い教育をみんなに  
(4.7 「文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育」)

8 働きがいも経済成長も  
(8.8 「地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業」)

11 住み続けられるまちづくりを  
(11.4 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力」)

※ ( ) 内はターゲットの一部抜粋

## ■ 第1章 秋田県の状況

### 1 秋田県の概要

#### (1) 自然的・地理的環境

##### ① 位置・地形

本県は、北緯38度52分から40度30分、東経139度41分から140度52分の間の本州北部に位置し、県境部にはいずれも険しい山々が連なっている。西は日本海に面し、沿岸部の中央には男鹿半島が突出し、その南北には長大な海浜がゆるやかな海岸線を形成している。

面積は約11,600km<sup>2</sup>で全国第6位の広さであり、内陸部を貫く米代川、雄物川、子吉川などの河川が、各地に水の恵みを与えるとともに、重要な交通路としての役割を果たしてきた。二重式カルデラ湖である十和田湖、全国一の水深を誇る田沢湖は、本県を代表する観光地である。

また、かつて全国第2位の広さを誇る湖であった八郎潟は、国営八郎潟干拓事業により山や川がない全域が平坦な地形となっている。沿岸南部の象潟は、松尾芭蕉の句に詠まれるなど、景勝地として知られていたが、1804年の大地震によって隆起し、現在は当時の面影を水田の中に残している。

沿岸北部で青森県にまたがる白神山地は、広大な原生的ブナ林を擁し、日本で初めて世界自然遺産に登録された。沿岸南部の山形県境に位置し独立峰である鳥海山は、古くから信仰の対象とされ、本県を象徴する存在となっている。

内陸部では、県境部を南北に連なる奥羽山脈、県中央部を南北に連なる出羽丘陵が並び、南北に流れる雄物川沿いに広大な平地が形成されている。

##### ② 気候

典型的な日本海側の気候であり、冬季の降水日数が多く日照時間が極端に少ない。降雪量は、内陸部ほど多くなるが、沿岸部でも白神山地や鳥海山周辺が多い。本県は、日本有数の豪雪地帯であり、雪に閉ざされる期間が長かった地域では、カマクラ行事や発酵食など特色ある文化が発達した。



秋田県の地形



十和田湖および奥入瀬渓流

(国指定特別名勝及び天然記念物・小坂町)

気温も沿岸部と内陸部で顕著な違いがみられる。沿岸部は、対馬暖流の影響を受けており南部では冬季でも比較的温暖である。内陸部では奥羽山脈沿いほど気温が低く、季節により寒暖の差が大きい。

### ③ 動植物

白神山地をはじめ青森県境の矢立峠や内陸部の森吉山周辺は、ブナやスギなどの天然林を中心とした原生的な自然が広がり、動植物の宝庫となっている。鳥海山周辺では、ブナを中心とする森林や湿原が広がる豊かな環境を形成し、原生的で貴重な植生が残されている。また、男鹿半島は比較的温暖な気候であり、暖地性植物の生育も見ることができる。草原が広がる寒風山一帯や、半島に隣接する八郎潟干拓地は貴重な昆虫類、鳥類の生息・飛来地となっている。

動物では、良好な生息環境を背景に国指定特別天然記念物「カモシカ」が県内全域で安定頭数を維持している。国指定天然記念物「秋田犬」は、マタギの獵犬をルーツとする日本犬である。また、全国的に美味で知られる比内地鶏は、県北部で飼育されてきた国指定天然記念物「比内地鶏」と海外品種の一代雑種である。



カモシカ

### ④ 地質

(国指定特別天然記念物)

本県の地質は、青森及び岩手の県境付近に分布する古生代の粘板岩類と太平山を中心とする中生代白亜紀の花崗岩類を基盤として、新第三紀層及び第四紀層などの地層が広く分布している。

新第三紀層の火山岩類は内陸部に広く分布し、こうした火山岩類により形成された鉱床は、江戸時代以降の本県経済を支えてきた。院内銀山（湯沢市）、阿仁鉱山（北秋田市）、尾去沢鉱山（鹿角市）、小坂鉱山（小坂町）はその代表例である。また、堆積岩類は、出羽丘陵以西の日本海側に厚く、石油や天然ガスを産出している。

第四紀層としては、多数の火山が随所に地熱地帯を形成しており、本県のエネルギー源となっている。県指定天然記念物「川原毛の酸性変質帶（湯沢市）」は、川原毛地獄と呼ばれ、吹き出す硫黄酸化物により特異な景観が形成されている。



川原毛の酸性変質帶（県指定天然記念物・湯沢市）

## (2) 歴史的特色

### ① 旧石器時代

定住をせず狩猟を中心に移動しながら暮らしていたと考えられている。これまで本県で確認されている遺跡はいずれも約3万5千年～1万5千年前の後期旧石器時代に属する。



大湯環状列石

(国指定特別史跡・鹿角市)



伊勢堂岱遺跡

(国指定史跡・北秋田市)

### ② 繩文時代

土器や弓矢の使用とともに定住化が始まり、集落の数が増え、大型の竪穴建物跡を持つ拠点的な集落が発達する。後期（約4千年～3千年前）になると、寒冷化に伴い大規模な拠点集落は減少し、環状列石が出現する。「大湯環状列石（鹿角市）」は、2つの環状列石の外側に掘立柱建物跡が巡り、遺跡内からは土偶や土版など祭祀に関係する道具が多く出土している。「伊勢堂岱遺跡（北秋田市）」でも4つの環状列石が見つかっており、最大のものは直径約45メートルに及ぶ。

### ③ 弥生時代から飛鳥時代

本県では遺跡数が激減する。弥生・古墳文化の影響を受けていたと考えられ、稻作をうかがわせる遺物が出土した遺跡があるものの、前方後円墳は見つかっていない。

飛鳥地方を中心に、中央の政治機構や地方の支配体制が整備されていく頃、本県は未だその支配領域の外側であった。『日本書紀』齊明天皇4(658)年の阿倍比羅夫北征の記事からは、現在の秋田・能代周辺に狩猟を主な生業とする「蝦夷」と呼ばれた在地集団がいたことがうかがえる。

### ④ 奈良時代から平安時代

和銅元(708)年、越後国の北方に出羽郡が設置され、和銅5(712)年には出羽国が成立する。天平5(733)年、庄内から秋田に出羽柵が移され、その後秋田城と呼ばれるようになり、多賀城とともに東北地方の政治・軍事の中心として平安時代の中頃までその役割を果たした。秋田城と同様の機能を持っていたと考えられるのが、801年頃に成立した城柵である払田柵跡であり、10世紀後半頃まで継続した行政・軍事の拠点だったことが分かっている。

10世紀後半になると、県内でも経塚が出現し銅鏡などの出土が増えることから、当時最新の仏教文化を中央から受容している有力者の存在がうかがえる。本県唯一の国宝である「線刻千手観音等鏡像（大仙市）」は、この時代の作とされる。



線刻千手観音等鏡像

(国宝・大仙市)

## ⑤ 中世

12世紀末に奥州全域を全面的に支配下に組み入れた源頼朝は、雄勝郡を小野寺氏、比内郡を浅利氏、鹿角郡を安保・秋元・奈良氏、秋田郡を橘氏に、それぞれ所領として与え地頭に任命した。鎌倉時代末には、津軽地方から安東氏が進出してくる。能代市檜山に入った檜山安東氏と秋田市土崎に進出した湊安東氏との間で対立があったが、安東愛季は両家を統合し、天正5(1577)年、脇本城（男鹿市）を築城した。

## ⑥ 近世（江戸時代）

慶長5(1600)年の関ヶ原の戦いの後、由利郡と鹿角郡を除く県域は、常陸国（茨城県）から入部した佐竹氏の所領となり、秋田藩が成立した。佐竹氏は、久保田城（現千秋公園）を築城し、城下町を建設した。由利郡内には本荘、亀田、矢島といった小藩が分立し、鹿角郡は近世を通じて盛岡藩領となった。各藩により整備された町割りの基礎は、大部分が現在も踏襲され、角館のように当時の町割りを良好に残す地区もある。

産業面では、山林と鉱山資源に恵まれていたことから林業と鉱山業が発達し、近代以降も県内において重要な位置を占めることになる。林業では米代川流域の秋田杉が県外に供給された。鉱山業では院内銀山、阿仁鉱山、尾去沢鉱山などから多くの金銀銅が産出された。

文化面では、佐竹氏の入部にともない獅子踊りに代表される伝統芸能が県内各地に伝えられ定着していった。社会の安定とともに、安藤昌益や佐藤信淵、平田篤胤など、独自の思想を持つ学者が登場し、8代秋田藩主の佐竹義敦や『解体新書』の挿絵で知られる小田野直武らにより、秋田蘭画が生みだされた。また、沿岸部の北前船寄港地や県内を縦断する羽州街道などを通じて藩内外の人・モノの交流が生まれた。中でも県内各地を巡った菅江真澄は、細密なスケッチを添えた地誌を編纂し、ナマハゲなど現代に続く民俗行事についても当時の貴重な記録を残している。また、鳥海山、太平山など中世以来の山岳信仰地が藩主をはじめ民衆の崇敬を集めたことから、各地に残る社殿やその所蔵品、修験者が広めた番楽などが伝えられている。

## ⑦ 近代以降

慶応4(1868)年に始まった戊辰戦争で、秋田藩は新政府軍につき、由利の諸藩もそれに従った。そのため、盛岡藩・庄内藩・仙台藩の三方から攻められることになり、県域のおよそ3分の2が戦火に見舞われた。その後、廃藩置県により、旧秋田藩の領域に由利郡、鹿角郡が編入され、秋田県が誕生した。本県は、近世以来の林業や鉱山業のほか、県が振興を図った農業や、新たな産業として登場した石油業を主要産業として着実に発展していった。

林業では、井坂直幹が創設した秋田木材株式会社が、全国有数の木材会社に成長し、その所在地である能代は、「東洋一の木都」と称された。鉱山業では、主要な鉱山が官営となり外国人技師が招かれ、その後財閥企業に払い下げられて発展した。

農業では、近代農法の積極的な導入や勧業博覧会の開催、試験場・植物園の設置などが行われた。中でも農村指導者の石川理紀之助の主導により明治11(1878)年に始められた種子交換会は種苗交換会と名を改め、現在も県農業的一大行事として続いている。また、戦後の全国的な食糧不足を解消するため、国内第2位の広さを誇る湖であった八郎潟は、国営干拓事業により陸地となり、昭和39(1964)年に大潟村が誕生した。

石油業では、県内各地で油田の調査が開始され、明治時代末期から豊川(潟上市)、黒川(秋田市)、八橋(同)、院内(にかほ市)などの油田開発が本格化した。大正時代後半には県産原油が国内産油量の4割以上を占めるようになり、昭和10(1935)年には八橋油田の産油量が国内産油量の66%を占めるに至った。

以上のような産業の発展に伴い、県内各地にはその関連施設のほか豪農、豪商の邸宅等が数多く残されることとなった。



旧小坂鉱山事務所  
(国指定重要文化財・小坂町)



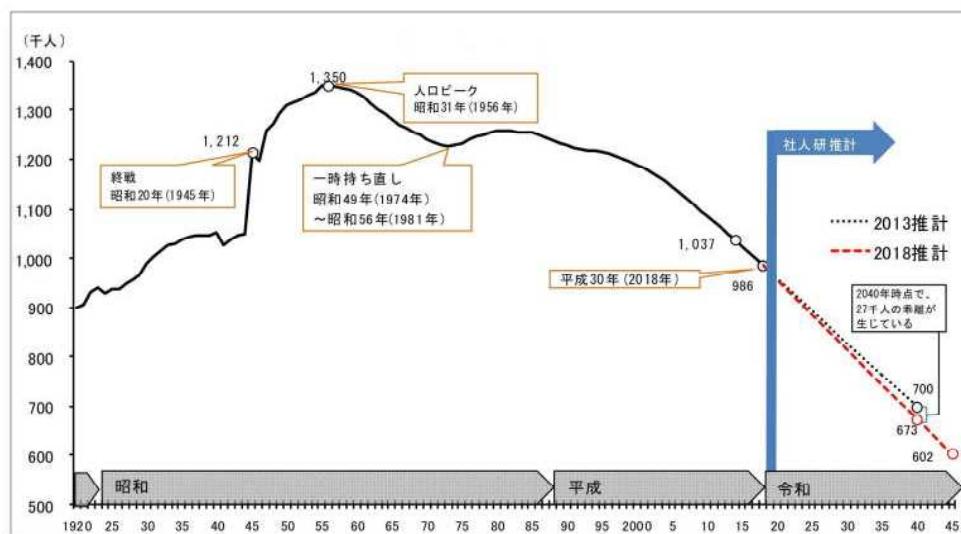
旧阿仁鉱山外国人官舎  
(国指定重要文化財・北秋田市)

### (3) 人口の動き

秋田県年齢別人口流動調査によると、令和2年10月1日現在の秋田県の人口は952,005人と前年同月に比べた人口減少率は1.44%である。昭和57年以降減少を続けており、平成29年に100万人台を割り込んだ。平成27年国勢調査人口等基本集計結果によると、県の27年人口は1,023,119人であり、前回の22年国勢調査からの人口減少率は5.8%と全国で最も大きくなっている。国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」によれば、令和27年の県人口は約60万人と推計されている。

令和元年10月1日現在の総人口を年齢3区分別の割合でみると、「年少人口」（0～14歳）は昭和45年の24.4%から9.9%となる一方、「老人人口」（65歳以上）は昭和45年の7.3%から37.2%と全国で最も高くなっている。

#### [ 本県人口の推移 ]



（『第2期あきた未来総合戦略』より）

### (4) 観光の現状

令和元年秋田県観光統計によると、県内を訪れる観光客数は、約3,527万人（前年比2.3%増）、延べ宿泊者数は約365万人（前年比4.3%増）となっている。外国人の宿泊者数も年々増加し、令和元年は前年に比べ12.9%の伸びとなった（139,400人：令和元年観光庁宿泊旅行統計調査）。国籍（出身地）別では、台湾（44%）、中国（11%）、香港（7%）となっており、アジアが大半である。

本県の代表的観光地としては、乳頭温泉郷、玉川温泉などに代表される温泉や角館や増田などの歴史的な町並み、鳥海山、十和田湖、田沢湖、男鹿半島などの景勝地が挙げられる。また、竿燈や盆踊りなどの祭りや、ユネスコ無形文化遺産に登録された角館祭りのやま行事、土崎神明社祭の曳山行事、花輪祭の屋台行事、ナマハゲ行事などにも多くの観光客が訪れている。さらに、本県の大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」として県外の15遺跡とともに世界文化遺産候補として、令和2年1月にユネスコに推薦されており、両遺跡に観光客が来ることが期待される。

## 2 秋田県内の文化財の概要

### (1) 文化財の体系

文化財は、文化財保護法により、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に分類される。国では、これらの文化財のうち、重要なものや価値の高いものを指定や選定、保存と活用が特に必要なものを登録、特に必要なあるものを記録選択し、重点的に保護する枠組みを設けている。そのほかに、埋蔵文化財と文化財の保存技術も保護の対象としている。

### (2) 文化財の保護制度

本県では、文化財保護法にもとづく指定等に加え、秋田県文化財保護条例に基づき、県内に所在する文化財のうち県にとって重要なものを指定等文化財としてその保護を図っている。県指定等の枠組みは国指定等文化財の体系に準じているが、文化的景観や伝統的建造物群の選定制度、文化財の登録制度は有していない。

また、県内市町村（大潟村を除く）においては、それぞれの文化財保護条例に基づき、各市町村内に所在する文化財を指定等文化財として、その保護を図っている。このほか独自の取組として、仙北市と横手市は、伝統的建造物群保存地区について保存条例を定めており、大館市と横手市は、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を作成し国の認定を受けている。

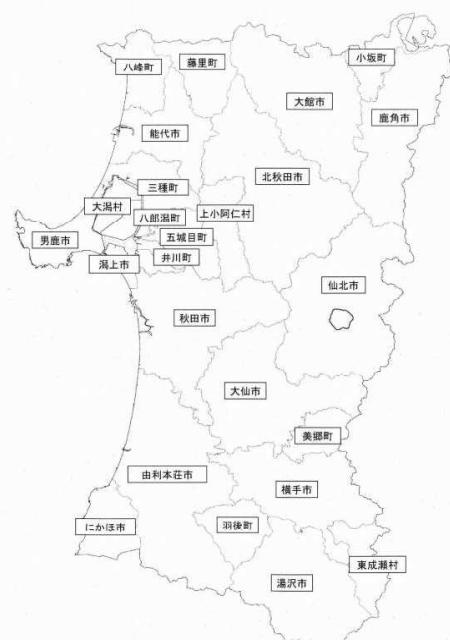
### (3) 各地域の文化財

県内には、豊かな自然環境とそれを背景とした物流や産業の発達により、各地に特色ある文化財が残されている。ここでは、古くから物流を支えた河川の流域を中心に文化財の概要を整理する。

〔 本県の水系地域 〕



〔 本県の市町村 〕



(『第2次秋田県環境基本計画』より)

## ① 米代川水系地域（能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、八峰町、藤里町、上小阿仁村）

本地域は県北部に位置し、岩手県境に源を発する米代川が東から西に流れ、阿仁川などの大小の支流を合わせ日本海へと注いでいる。豊富な森林資源を背景に、世界自然遺産「白神山地（八峰町、藤里町）」、国指定天然記念物「桃洞・佐渡のスギ原生林（北秋田市）」や同「長走風穴高山植物群落（大館市）」など動植物の宝庫になっている。動物では、県北部で飼育されてきた国指定天然記念物「秋田犬」は観光資源として重要性を増してきているほか、国指定天然記念物「比内鶏」や同「声良鶏」の保存が続けられている。

遺跡では、「北海道・北東北の縄文遺跡群」として、世界遺産登録の国内推薦候補となった国指定特別史跡「大湯環状列石（鹿角市）」と国指定史跡「伊勢堂岱遺跡（北秋田市）」が残されている。国指定史跡「杉沢台遺跡（能代市）」では、日本最大級の縄文時代の竪穴建物跡が確認されている。ほかにこの地域に特徴的な遺跡として埋没建物がある。

### 埋没建物とは

十和田湖は火山の噴火により形成された湖であり、最後の噴火は915年とされる。その噴火は有史以来最大級の噴火であり、舞い上がった火山灰は広く東北地方一円に降り注いだ。また、噴出した火砕流は米代川へ流れ込み、泥流となり低い土地の集落を飲み込んでいった。

胡桃館遺跡（北秋田市）もその一つで、地下2～3mから建築部材がそのままの状態で埋没した建物が見つかっており、当時の姿を具体的に伝える貴重な遺跡である。また、片貝家ノ下遺跡（大館市）では火山泥流で埋没した集落が見つかっており、竪穴建物跡や掘立柱建物跡、水田跡などが泥流の中に痕跡として確認できる。レーダー探査による調査では、集落の外れに墓と推定される墳丘があり、ムラが丸ごと残っている可能性がある。これらは、世界的にも類例が少ない当時の情報を残す貴重な遺跡である。

米代川沿いには、多くの民俗芸能が伝えられており、ユネスコ無形文化遺産「大日堂舞楽（鹿角市）」や「花輪祭の屋台行事（鹿角市）」をはじめ、国指定重要無形民俗文化財「毛馬内の盆踊（鹿角市）」や国記録選択文化財「綴子の大太鼓（北秋田市）」など特色ある行事が継承されている。特に物流の拠点となった下流の能代市二ツ井地区には、さら（獅子踊り）や、番楽（山伏神楽）など多彩な民俗芸能が濃密に分布している。また、内陸部の森吉山周辺では、独特の狩猟文化であるマタギ文化が受け継がれており、国指定重要有形民俗文化財「阿仁マタギの狩猟用具（北秋田市）」が残されている。



大日堂舞楽  
(ユネスコ無形文化遺産・鹿角市)

また、本地域では近代の本県経済を支えた鉱山業が発展したことから、当時の繁栄を伝える国指定重要文化財「旧小坂鉱山事務所（小坂町）」や同「旧阿仁鉱山外国人官舎（北秋田市）」などの建造物や、貴重な鉱山関係資料が残されている。鉱山関係者の娯楽施設として建設された国指定重要文化財「康楽館（小坂町）」は、現在も公演が行われている、日本最古級の和洋折衷様式の芝居小屋である。



康楽館

(国指定重要文化財・小坂町)

## ② 雄物川水系地域（秋田市、横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村）

本地域は、沿岸中央部から内陸南部に位置し、雄物川が山形県境に源を発し、玉川などの支流を合わせ、内陸南部を縦断し日本海へと注いでいる。河口に広がる秋田市は、古代から政治、経済の中心地であり、国指定史跡「秋田城跡（秋田市）」は、中流域にある国指定史跡「払田柵跡（大仙市、美郷町）とともに古代の重要な遺跡である。また、江戸時代には北前船の寄港地として栄え、ユネスコ無形文化遺産「土崎神明社祭の曳山行事（秋田市）」に代表される文化の流入する窓口となった。雄物川支流の玉川流域には、ユネスコ無形文化遺産「角館祭りのやま行事（仙北市）」が伝承されている。さらに、関東地方や岩手県から伝わったとされるささら（獅子踊り）が県内では最も集中して分布している。内陸南部は県内屈指の豪雪地帯であることから、冬期間の交流は困難だったが、国指定重要無形民俗文化財「刈和野の大綱引き（大仙市）」や同「六郷のカマクラ行事（美郷町）」、各地の梵天行事など多彩な小正月行事が人々の生活を支えてきた。

雄物川中流域は、県内最大の穀倉地帯となっており東北三大地主と称された池田家は、社会資本整備に尽力し、地域の敬愛を集めた。県内初の鉄筋コンクリート造りの国指定重要文化財「旧池田家住宅洋館（大仙市）」や、国内最大級とされる雪見灯籠を含む国指定名勝「旧池田氏庭園（大仙市）」が残されている。また、国の指定名勝「檜木内川堤（サクラ）（仙北市）」が仙北市角館の春を彩り、国の重要伝統的造物群保存地区に選定された江戸時代の武家屋敷の町並みとあわせ、県内で最も多く外国人観光客を呼びこんでいる。



旧池田氏庭園（国指定名勝・大仙市）



檜木内川堤（サクラ）（国指定名勝・仙北市）

雄物川支流の成瀬川と皆瀬川の合流点に位置する横手市増田地区は、古くから商業活動が盛んで、葉タバコや生糸で一時期県内最大の産地となり、物資の集散地として栄えた。通りに面した主屋の奥に内蔵を配置する商家の町並みは、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、県内外から観光客を呼び込んでいる。最高級の材料や左官技術などによる趣向を尽くした造りの内蔵に特色がある。

山間部に入ると、国指定重要文化財「波宇志別神社神楽殿（横手市）」や同「草彌家住宅（仙北市）」に代表される茅葺き屋根の建造物が見られる。中でも国指定重要文化財「鈴木家住宅（羽後町）」は、重要文化財としては、現在も住居として使用されている県内唯一の茅葺き屋根の民家である。また、優雅な踊りと衣装が有名な国指定重要無形民俗文化財「西馬音内の盆踊（羽後町）」や、特異な景観の県指定天然記念物「川原毛の酸性変質帶（湯沢市）」など特色ある文化財が残されている。

### ③ 子吉川水系地域（由利本荘市、にかほ市）

本地域は、沿岸南部に位置し、鳥海山を源とする子吉川が、石沢川など大小の支流を合わせながら日本海に注いでいる。鳥海山からの水は貴重な農業用水であり、にかほ市上郷地区では水温を上げるための独特的の施設である県指定有形文化財「上郷の温水路群（にかほ市）」が活用されている。

鳥海山は、古くから修験者が多く訪れたことから、北麓一帯には国指定重要無形民俗文化財「本海獅子舞番楽（由利本荘市）」に代表される番楽（山伏神楽）が濃密に分布しているほか、国指定重要無形民俗文化財「小滝のチョウクライロ舞（にかほ市）」や同「上郷の小正月行事（にかほ市）」など独特的行事も残されており、本県において民俗文化財が最も集中している地域となっている。

にかほ市象潟地区は、鳥海山の噴火（山体崩壊）によってできた島々が湾内に浮かぶ景勝地だったが、19世紀初頭の地震により隆起したことで独特の景色になっており、国指定天然記念物の他に国指定名勝もある。また、国指定名勝「奈曾の白瀑谷（にかほ市）」や同天然記念物「鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群（にかほ市）」、前述した民俗文化財など、複数の種別の国指定文化財が集中している地区である。



上郷の温水路群  
(県指定有形文化財・にかほ市)



本海獅子舞番楽  
(国指定重要無形民俗文化財・由利本荘市)

④ 男鹿・八郎湖地域（男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）

本地域は、沿岸中央部に位置し、男鹿半島及び八郎湖を取り囲む地域である。国指定天然記念物「男鹿目潟火山群一ノ目潟（男鹿市）」や地層が露出した海岸など変化に富む地形に恵まれている。比較的温暖で降雪が少ないとから国指定天然記念物「ツバキ自生北限地帯（男鹿市）」を有している。八郎潟干拓地では、全国有数の大規模な稻作が展開されており、住宅地と農地とが分離された独特の景観を見ることがある。

また、ユネスコ無形文化遺産「男鹿のナマハゲ（男鹿市）」が全国的に有名であり、ナマハゲ行事は沿岸地域に広く残されている。国指定重要無形民俗文化財「東湖八坂神社祭のトウニン（続人）行事（男鹿市、潟上市）」は、ヤマタノオロチ退治の故事と八郎潟の水神信仰とが習合した神事が1年間にわたって行われる他の地域には見られない独特の行事である。



男鹿のナマハゲ  
(ユネスコ無形文化遺産・男鹿市)



東湖八坂神社祭のトウニン（続人）行事  
(国指定重要無形民俗文化財・男鹿市、潟上市)

### 3 文化財の保存・活用の現状と課題

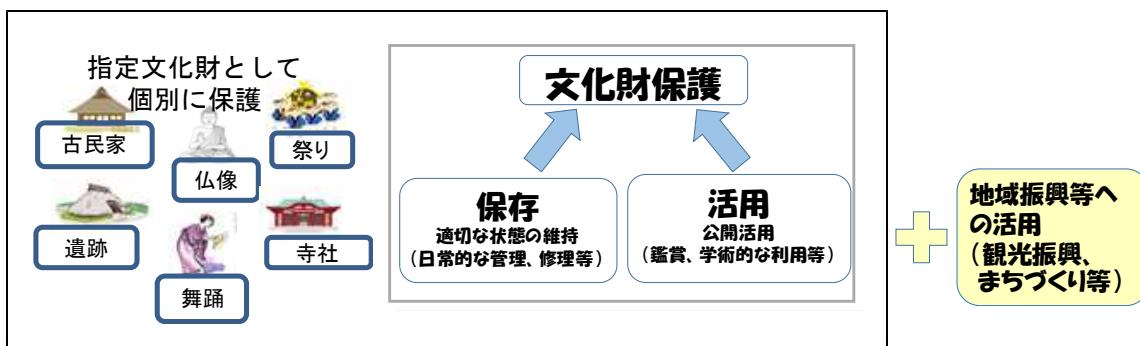
#### (1) 文化財の種別ごとの現状と課題

文化財の多くは、地域社会との関わりの中でその重要性や果たしてきた役割が認識され、あるいは生活の一部となり、住民同士の絆を深めるものとして何世代にもわたり受け継がれてきた。

文化財保護は保存と活用を大きな柱としている。日常的な管理や修理等により適切な状態を維持する保存と、主に鑑賞や学術的な利用等の公開による活用が進められてきた。また、文化財保護の取組は指定等文化財を中心に個別に行なわれることが多く、地域に所在する文化財全体を俯瞰した総合的な取組はあまり行われてこなかった。

しかし、人口の減少や高齢化など急激な社会の変化により、文化財を維持管理していくための担い手不足は深刻化している。さらに、資金的な課題も大きくなってきており、個別に文化財を保護してきた方法による文化財の継承が難しくなっている傾向にある。一方で、観光振興やまちづくりなど地域振興への活用に向けた取組も一部にとどまっている。

#### [ これまでの文化財保護 ]



令和2年5月1日現在、県内の国指定等文化財は338件、県指定等文化財は439件である。種別ごとの件数では、重要無形民俗文化財が全国1位、県指定無形民俗文化財が全国14位となっており、全国平均に比べて民俗文化財の指定数が非常に多く種類に富む。一方、有形文化財や記念物等の指定数は全国平均に比べて少なくなっている。無形文化財については、保持者の死亡により国、県とも現在は指定がない。文化的景観と文化財の保存技術は選定されていない。

他に、ユネスコに登録されたり、日本遺産として文化庁に認定されたりしている文化財がある。

## ① 有形文化財

### ア 建造物

国指定が27件、県指定が25件であり、多くが社寺建築と民家である。国指定で地方公共団体所有以外の17件については、指定文化財管理事業（維持管理の補助金）の対象とし、小規模な修理にも対応している。自動火災報知設備や消火設備等の設置は進んでおり、地方公共団体所有の物件は原則公開している。

国登録は201件で年5件程度の追加が続いている。指定文化財と違い内部の改変の自由度が大きいため、交流施設等にするための改修を行いやすい。

建造物全般において、所有者の高齢化や茅葺き職人等の不足により維持管理が難しくなってきている。さらに、今後は屋根の全面葺き替えや耐震対策を含む周期的な大規模修理が必要であり、所有者の負担が大きくなることが懸念される。今後、公開期間や対象範囲を拡大する場合、耐震対策は必須であるため、資金確保の方法を検討する必要がある。また、未指定の建造物の中には、維持や修理の費用を捻出できないまま老朽化し、活用されることなく解体されいくものもある。

### イ 美術工芸品

国宝が1件、国指定が13件、県指定が259件である。絵画は美術館等が所有または管理しているものが多く、彫刻や工芸品は寺社や個人所有が多い。書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料は博物館等が所有または管理しているものが多い。美術館、博物館等にある物件は、適切な状態で保存され展示会等で公開されている。

指定年が古い物件ほど個人所有が多く、相続等にともなう届出がない場合があり所在確認が難しくなってきている。県指定の場合には、売買による県外移動のため、指定解除となる物件が出てきている。また、文化財そのものの経年劣化や収蔵施設の老朽化が進んでいるが、専門的な修復技術者と資金の確保が必要である。

## ② 民俗文化財

### ア 有形民俗文化財

国指定が6件、県指定が14件である。博物館や歴史民俗資料館等で管理されている物件がほとんどであるが、種類が多様で点数が多く所在場所が分散している場合もあり、収蔵リストの整理や適切な収蔵施設の整備が必要である。

### イ 無形民俗文化財

国指定が17件と全国1位、県指定が47件である。また、ユネスコ無形文化遺産に登録された行事が5件あり、件数のみならず内容の多彩さにおいても全国有数の民俗芸能の宝庫となっている。これまで、県や市町村の民俗芸能大会をはじめ各種行事で公開の機会が確保され、公開に向けた練習等により後継者が育成してきた。

しかし、近年は公開の機会はあるものの、関係者の高齢化や後継者不足が深刻で、地域の決まり事を重視する民俗芸能の場合、演者の年齢や性別が限定さ

れることが多いため継承の危機にあるものが多い。祭り行事の場合は、地元の人以外の参加を認めている場合が多いため、休止にはいたっていないものの、伝統的なしきたり等を尊重しつつ確実な継承に向けた工夫が必要である。

### ③ 記念物

#### ア 史跡

国指定（特別史跡含む）が12件、県指定が40件である。ほとんどが地方公共団体の所有、もしくは管理となっており、標柱や解説板等が整備され公有化が進められている。資料館が併設されている場合もあり、公開や体験活動が進められている。

指定年が古かったり所有者が変更になったりした民間所有地の場合、指定地の範囲や制限行為に対する認識の違いにより、き損につながる場合があるため、史跡のもつ意義や重要性について、関係者間で共通理解を図る必要がある。

#### イ 名勝

国指定（特別名勝含む）が6件、県指定が3件である。すべて国や地方公共団体の所有、もしくは管理となっており、復元修理や常時公開のための施設整備などが進められている。

一方、名勝の周辺地（指定地外）については、法的規制がかかりにくいため、景観保護のために関係者の理解や協力が重要となる。また、庭園における庭師のように維持管理のための技術者の育成を進める必要がある。

#### ウ 天然記念物

国指定（特別天然記念物含む）が13件、県指定が42件である。国指定の物件についてはすべて国や地方公共団体の所有、もしくは管理となっている。

指定年が古い県指定の植物の中には、自然環境等の変化による樹勢の衰えが見られる。動物の場合は、生息環境が変わったことにより、指定を解除した例がある。天然記念物は、自然の推移に任せるべきもの、人為的な管理が求められるもの、その中間にあるものに分けられるので、それぞれの特性に応じた保存管理の計画が求められる。また、アクセス整備が不十分な場所に所在する物件は、保存が図られやすい一方、魅力を伝えにくいなど活用に向けては課題となっている。

### ④ 伝統的建造物群

国選定重要伝統的建造物群保存地区が2地区である。昭和51年選定の仙北市角館地区は、長年にわたって修理や修景（景観と調和させる外観の補修）による整備が行われたことで、県内で最も多く外国人観光客が訪れる本県を代表する観光地となっている。計画的に防災施設整備も進められているが、居住者の減少が日常的な管理者の不在につながる場合もあり、防災面の不安要素となっている。

平成25年選定の横手市増田地区は、建造物群の実態調査、公開に向けた地域住民の共通理解、修景方針の設定などまちづくりを計画的に進めたことにより、内蔵という住宅内部の生活空間に魅力を感じた観光客が訪れている。しかし、居住

者の減少が進みつつあり、防災・防犯等に係る啓発活動の充実が課題になりつつある。

## ⑤ 埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地として約5,100か所の遺跡が周知されている。開発事業にともなう発掘調査や学術目的の調査による出土品や調査データは、各地の資料館等により展示や児童生徒の学習活動に活用されている。開発事業に伴い発掘調査が行われた遺跡は、記録保存された後に姿を消すが、貴重な遺跡として現地で保存された場合には、史跡として指定されることも多く、地域の歴史に触れる事ができる場として活用されている。しかし、保存されたままの状態では、当時の生活を想像することは難しいため、遺跡の内容を分かりやすく伝える工夫が必要である。

## ⑥ 世界遺産、無形文化遺産

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく世界自然遺産が「白神山地（八峰町、藤里町）」1件、「北海道・北東北の縄文遺跡群」として世界文化遺産登録を目指している遺跡が「大湯環状列石（鹿角市）」と「伊勢堂岱遺跡（北秋田市）」の2か所である。無形文化遺産の保護に関する条約に基づくユネスコ無形文化遺産に登録された行事が「大日堂舞楽（鹿角市）」、「山・鉾・屋台行事」に含まれる「角館祭りのやま行事（仙北市）」「土崎神明社祭の曳山行事（秋田市）」「花輪祭の屋台行事（鹿角市）」、「来訪神：仮面・仮装の神々」に含まれる「男鹿のナマハゲ（男鹿市）」の5件であり、件数は全国トップクラスである。指定文化財としての活用の他、複数遺跡共通の取組や行事同士の連携などが行われつつあるが、一部にとどまっている。

## ⑦ 日本遺産

パッケージ化した文化財群を文化庁が認定する「日本遺産」事業では、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」に県内5市（能代市、男鹿市、秋田市、由利本荘市、にかほ市）が認定され、構成文化財を中心とした一体的な整備・活用が行われている。なお、令和2年12月現在、「日本遺産」事業の見直しが進められており、「日本遺産」全体の底上げを図る継続的な取組が求められている。

## ⑧ ジオパーク

大地の遺産を保護し活用するジオパークについては、日本ジオパーク委員会により県内4か所（八峰白神ジオパーク、男鹿半島・大潟ジオパーク、ゆざわジオパーク、鳥海山・飛島ジオパーク）が認定されている。地球活動が生み出した地形や地質だけでなく、それらと深くかかわりのある人々の食や暮らし、歴史なども対象した地域独自の活動が行われている。

## ⑨ 歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画については、県内2市（大館市、横手市）が認定を受け、歴史的建造物及び周辺の市街地と人々の営みとが一体となった「歴史的風致」の維持及び向上に取り組んでいる。

### （2）保存・活用の課題の整理

#### ① 地域ごとの現状把握

これまで、個別の指定文化財ごとに保護の対策がとられてきた。しかし、指定時期が早かったり点数が多かったりする指定文化財の中には、定期的な現状把握が不十分な場合がある。中には、指定文化財としての価値が十分認識されないまま現状が変えられたり、所在不明になったりする例が出てきている。

また、地域に残されてはいるものの、歴史的背景や現状などの把握が十分にできないまま消えていく未指定文化財もある。地域の文化財について、過去の調査内容の整理や住民からの聞き取りなどにより、所在や分布等全体像を明らかにすることで、地域ごとに保存すべき文化財を把握する必要がある。

#### ② 保存に向けた担い手の確保

文化財そのものの保存に直接関わる担い手の不足が特に深刻なのは、民俗文化財である。民俗芸能の場合、演者の出身地区や演じる条件が限定されていることが一般的であり、後継者ができないまま演目が減っていく場合がある。また、笛の演奏の継承については、生演奏の音だけが頼りであり一度途絶えると復活は難しい。祭り行事の場合も、地域住民の減少により外部からの応援なしには成り立たなくなってきたいる場合が多い。

建造物の分野では、空き家の増加や地域で維持管理に努めてきた氏子等の減少に加え、茅葺きや左官など専門技術をもつ職人の減少や高齢化、修理現場の減少が進んでおり、職人の育成が課題になっている。

#### ③ 保存に係る資金の確保

保存にあたり、所有者負担の大きさが懸念されるのは建造物である。日常の維持管理に加え、定期的な大規模修理や防災・防犯対策が必要なことから、個人所有のみならず地方公共団体所有でも大きな負担である。国県等の指定文化財には補助制度があるが、県財政は厳しい状況が続いている、資金の確保が課題である。美術工芸品の場合は、博物館や美術館等でまとめて管理されていることが多く、日数等を制限するなど保存環境に配慮しながら公開してきた。博物館等は地方公共団体による運営が多く、資金面で潤沢とは言いがたいため、公開等による収益を保存につなげるしくみづくりを検討する必要がある。

#### ④ 災害への対応

これまで災害への備えは、主に有形の文化財について、また火災や地震等を想定して行われてきた。しかし、最近は県内でも水害による美術工芸品への被害がでているため対応が必要である。また、無形民俗文化財についても用具等が被災すると行事の開催が困難になるため、対応策を検討する必要がある。

#### ⑤ 情報発信の工夫

これまで周知活動として、建造物の公開や民俗芸能大会の開催、遺跡発掘調査見学会などによる公開、案内板や標柱の設置、リーフレットの作成等が行われてきた。しかし、地方公共団体所有の文化財を除くと日常的、継続的な公開は難しい場合が多い。また、設置年代が古い案内板や標柱の中には、老朽化が進んでいるものや、文化財の解説文が専門的なため、その魅力や地域で果たしてきた役割等が伝わりにくい場合がある。より分かりやすい解説文等を作成するとともに、文化財の価値や魅力を伝える方法を工夫し、幅広い層の関心を高める必要がある。

また、インターネットでの情報発信も行われているが、ウェブサイトの内容が文化財の名称や件数などに限られ、多言語対応も不十分な場合が見られる。県内数か所で実施されている多言語対応のウェブサイトの作成、標柱へのQRコード埋め込みなどを参考に工夫する必要がある。

#### ⑥ 観光振興やまちづくり等への活用

##### ア 地域の意識醸成

地域の象徴である文化財に対する、人々の関心は高いと考えられる。その一方、当該文化財がもつ学術的価値や地域で果たしてきた役割等については、目を向けることが少ないままになっている場合がある。また、文化財所有者や地域住民の中には、観光資源としての活用に疑義や不安をもつ声もある。その解消策として、地域住民等が積極的に関与できる体制づくりや収益をあげることで保存に向けた資金を確保するなどの工夫は可能と考えられるが、そのしくみづくりは一部にとどまっている。

##### イ 学校教育との連携

まちづくり等への活用にあたり、将来の担い手である児童生徒の関わり方は非常に重要である。本県では、平成5年度からふるさと教育を推進しており、「郷土の歴史や伝統、文化を正しく受け継ぐ人間」を目指す人間像の一つとしている。推進にあたり、地域の人的・物的資源の活用が求められており、これまで多くの場面で、文化財にふれて学習する機会が設けられてきた。

ただ、児童生徒の日常にある文化財について、その価値を認識し、まちづくりの素材としての活用にまで意識を高めることは容易ではない。また、指導にあたる教員が地域の文化財に詳しいとは限らないため、教員と地域の有

識者や幅広い文化財の活用を意図している人々との連携が重要である。

#### **ウ 活用に向けた人材との連携**

これまで文化財に係る専門家の育成は、埋蔵文化財の発掘調査や記録作成、美術工芸品の公開による活用などの分野を中心に行われてきた。こうした文化財の専門家と、観光等幅広い活用をコーディネートしていく人材とが、連携を図るしくみづくりが必要である。

#### **エ 観光資源としての磨き上げ**

観光資源としての活用を意識した場合、対象となる文化財は、建造物のほか庭園や名勝地などが想定される。それらの中には、すでに整備が進められている文化財がある一方で、文化財単体の整備にとどまり十分な活用が図られていない例も見られる。そのため、文化財部局と観光部局等との連携、広域の市町村の連携などを図り、地域の文化財を一体的にとらえた活用方法などを考慮する必要がある。

## ■ 第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

### 1 目指す将来像

地域社会全体のほか、幅広い関係人口が創出され、保存と活用が相乗効果を生み出しながら文化財を継承している。

これから文化財保護には、適切な保存や従来の手法での活用に加え、観光振興やまちづくりへの活用に向けた取組を展開することで、保存と活用が相乗効果を生み出すサイクルを構築する視点を加えるものとする。

具体的には、計画的な修理や管理などにより文化財を保存する取組を継続し、多くの人々がその価値や魅力を実感できるような情報発信を進める。また、学校教育や専門人材との連携に加え、必要に応じて周辺環境を整備するなど観光資源として磨き上げることを検討する。さらに、観光振興やまちづくりの素材としても文化財を活用し、関係人口（＊）の創出や拡大、訪日外国人等の誘客につなげ、活用に関わる人々を継承やさらなる活用の担い手とし、地域経済へ貢献することを目指していく。そして、これらの成果が保存にも好影響をもたらすように、文化財保護を進めていくことが、この将来像の基本的な考え方である。

\* 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に関わる者。

### 2 保存・活用の基本的な方針

目指す将来像に基づき、これまでの文化財保護の延長上にある取組に加え、観光振興やまちづくりへの活用に向けた取組について基本的な方針を示す。

#### （1）地域の文化財の把握

指定文化財の現況確認に加え、未指定文化財の調査による掘り起こしを進め、地域ごとの文化財の全体像を把握する。

##### ① 指定文化財の現況確認

指定文化財は定期的な現況確認が欠かせない。建造物や記念物等の不動産については、県による文化財保護管理指導（パトロール）をうけて、市町村や所有者と情報交換が行われている。一方、動産である美術工芸品については、所有者の変更や所在地の移動を把握する方法が、新所有者の届出によるのみで、現況確認が困難な場合があるため、県・市町村と所有者との間で定期的に所在確認を行う。無形民俗文化財については、公演等の実施状況や保存団体等の現状を定期的に把握するための取組を行う。

##### ② 未指定文化財の調査

地域住民が、愛着や誇りをもっている文化財等は、指定文化財とは限らない。未指定文化財や、これまで文化財として扱われることが少なかった生活文化や

技術、娯楽などの場合も考えられる。こうした文化財等は、日常生活に溶け込んでおり、特別なものと意識することができないため、住民以外による指摘なしにはその価値に気づきにくい面もある。そこで、文化財の種別にとらわれることなく、地域住民以外の視点を入れながら、広く情報収集し調査を進めることにより、全体像や価値を明らかにし、所有者同意などが整った文化財については、指定文化財として保存の対象としていく。幅広く活用を進める場合は、「〇〇の宝 登録制度」や「発見！〇〇の魅力」など指定制度より規制が緩いしくみにより活用につなげる方法を検討する。

#### 調査対象となる文化財〔例〕

- ・郷土食
- ・民話、昔語り、童歌
- ・生活様式、生活技術
- ・娯楽
- ・石碑、戦跡、記録 等

## （2）担い手の育成

専門的技術をもった職人や、民俗芸能の後継者育成を進めるとともに、関係人口の創出を目指す。

### ① 建造物

所有者・管理団体等による日常的な維持管理が基本であるが、困難な例が増えていていることから、個々の文化財ごとに保存・活用のために必要な事項等を明確にし、市町村や民間団体との連携を進める。また、定期的な修理に向け、茅葺き職人に代表される専門的技術をもった職人を確保する必要がある。文化財修理の現場が減少する中、文化財の担い手養成講座のように、人材を育成する機会を意図的に作らなければならない。さらに、歴史的建造物の保存に関する専門家として、秋田県建築士会に登録されているヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）などが活躍できる場の設定を検討する。

### ② 民俗文化財

祭りや民俗芸能などの民俗文化財は、地域住民の心のよりどころになっているものの、それが果たしてきた役割等については関心が低い場合もあり、担い手不足が存続危機と直結している。そこで、広く地域住民に関心をもってもらい、学校と連携した児童生徒が体験できる取組など、若者を中心とした後継者育成を進める。祭り行事については、一般の人が参加できる形が多いいため、これまでのしきたり等に十分配慮した上で広く参加者を募ることが可能である。一方、民俗芸能の演者は、出身地区や演じる条件が制限されているのが一般的であるが、これらを緩和していく方向性についても保存会等と検討する。また、演者にのみ目が向きがちであるが、専用の道具を使用することもあるため、道具を作成している人材の育成も検討する。

### ③ 関係人口の創出

建造物の維持管理、民俗芸能や祭り行事への参加や後継者育成の事業などに参画する関係人口を創出することで、文化財継承の担い手となる可能性がある。その際、地域外から参画する者にとっては、経済的な負担などもあり、関わる

うとする文化財やとりまく環境が魅力的である必要がある。また、受け入れる地域が、どのような形で外部人材との関わりを求めるのかという点も十分に考慮する必要がある。

### (3) 文化財の特性に応じた対策

文化財の特性に応じた防災・防犯対策を強化し、適切な保存管理計画の策定を進める。

建造物については、適切な周期での修理や防災・防犯対策をとる必要があり、資金面で所有者負担が大きいことから、各種補助制度を念頭に置いて、行政や当該建造物の利用者である民間企業などとの連携も考慮し対策を進める。また、その保存だけではなく、公開やイベント等での活用による収益を見据え、地域全体を巻き込んだ活動につなげる方法を検討する。

美術工芸品については、博物館等の収蔵庫に置くことが保存には理想的だが、文化財の魅力を広く伝えることが必要なため、できるだけ公開等の活用を進める。分かりやすい解説や多言語対応、参加・体験型プログラムの拡充などにより、収益を保存につなげるしくみづくりを検討する。また、個人で管理している文化財については、近年多発している自然災害や盗難等への対応も促す。

無形民俗文化財は、ゆるやかな変容が一般的であるため、担い手の育成に加え現状の記録が必要である。失われつつある民俗芸能や年中行事であっても、映像や文書の記録等によって再現の可能性を残しておく。

記念物は、指定文化財の場合、土地の掘削や工作物の設置などに厳しい制限をかけて保存する制度になっているが、制度に対する認識が関係者の中で不足し、保存に悪影響を及ぼす例が見られる。指定地域が広く民有地を含む場合があることから、指定地内での行為について正しい認識をもつために、適切な保存管理の計画策定を進める。天然記念物のうち、自然のままでは良好な状態を保つことが難しい場合は、人為的な保護の必要性を検討する。

### (4) 情報発信

文化財の価値や魅力を分かりやすく伝えるとともに、デジタルツールを積極的に活用する。

文化財の公開に向けて、当該文化財の価値や魅力を伝える情報はもちろん、現地へのアクセス方法、現地ガイドによる説明など体験できる内容を含めて情報発信していく必要がある。その際、専門的知識がない人や訪日外国人等でも理解しやすい内容となるよう関係者で共通理解を図る必要がある。情報発信が所有者や管理者以外のボランティア等である場合、その客観的な視点は、文化財の特性を際だたせるうえで有効である。その点で、地域おこし協力隊やボランティアのように、移住促進や地域資源活用などに向けて活動している人材は、市町村の活動と一致すれば、大きな可能性をもっている。

また、情報発信にあたり、設置済みの案内板や解説板等について、内容の更新、多言語表記を行うほか、QRコードの埋め込みやSNS等進歩の著しいデジタルツールの積極的な活用を検討する。

## (5) 学校教育との連携

学校と地域とが一体となって、歴史や伝統を重視する活動を充実させる。

平成29年改訂の小学校学習指導要領において、教育内容の主な改善事項として引き続き「伝統や文化に関する教育の充実」が取り上げられている。地域人材による伝統文化の学習、学校を会場とした民俗芸能の体験、外部人材と連携した遺跡等での活動など日常とは違う工夫された学習活動により、児童生徒に地域の伝統文化に対する人々の思いや継承への努力などを強く印象づけていく。学校と地域とが一体となって歴史や伝統を重視する活動を充実させ、ふるさと秋田の理解を促進し魅力を発信することにつなげていく。これは、本県の学校教育共通実践課題である「ふるさと教育の推進」につながるとともに、全教育活動を通して取り組む教育課題の一つである「グローバル社会で活躍できる人材の育成」につながる活動である。

### 小学校学習指導要領（平成29年告示）　社会 第4学年　（抜粋） 内容

（4）県内の伝統や文化、先人の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。  
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。  
（ア） 県内の文化財や年中行事は、地域の人々が受け継いできたことや、それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解すること。  
イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。  
（ア） 歴史的背景や現在に至る経過、保存や継承のための取組などに着目して、県内の文化財や年中行事の様子を捉え、人々の願いや努力を考え、表現すること。

### 内容の取り扱い

内容の（4）については、次のとおり取り扱うものとする。  
ア アの（ア）については、県内の主な文化財や年中行事が大まかに分かるようになるとともに、イの（ア）については、それらの中から具体的な事例を取り上げること。  
ウ イの（ア）については、地域の伝統や文化の保存や継承に関わって、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

## (6) 活用に向けた専門人材との連携

文化財の総合的な活用をコーディネートできる人材との連携を図る。

観光振興やまちづくりへの活用を進めていくためには、何を誰がどのような方法で活用していくのかをコーディネートできる人材が必要である。これまで地方公共団体で文化財の活用事業に携わってきた人材、国による文化財専門職員を対

象としたマネジメント研修を受けた人材、県内では平成26年から開始されたヘリテージマネージャー養成講座などで育成された人材の他、観光庁が登録を進めている観光地域づくり法人（DMO）などとの連携を図る。また、飲食業や娯楽関係などこれまで文化財にあまり関わってこなかった分野の民間企業や団体等との連携は、新たな発想で活用が進む可能性をもつものであり、前向きにとらえる必要がある。

## （7）観光資源としての磨き上げ

観光資源としての活用に共通理解を図り、魅力向上の手立てを検討する。

観光資源としての活用にあたっては、文化財所有者や地域住民の了解のほか、活用により地域全体でどういう姿を目指すのかを十分に検討し、共通理解を図る必要がある。

建造物であれば外観や案内を整備したり、遺跡であれば当時の人々の生活を想像することができる仕掛けをつくったりすることなどにより、観光資源として磨き上げていく必要がある。その際、VR（\*1）やAR（\*2）などの技術の使用も効果的である。新たに整備が必要な施設等は、文化財とその周辺環境を一体的にとらえ、収益を得ながら運営を持続できるしくみを検討する。

本来の用途とは異なる目的での文化財の活用も考えられる。例えば、神社境内でのライブコンサート、古民家を改築したレストランや宿泊体験などの実例もある。この場合、これまで文化財に意識的にふれることがなかった人々に対して、文化財についての理解を深める機会となるように進めることが有効である。

\* 1 仮想現実、CG 等で人工的な環境を作り出し、そこにいる感覚を体験できる技術。

\* 2 拡張現実、現実の風景に CG 等の人工的な環境を重ね合わせる技術。

## （8）地域づくりへの活用

地域における文化財の役割を再認識し、地域経済への波及の可能性を検討する。

文化財が地域で果してきた役割や全県的にみた特色等を、地域住民へ伝える場を設定することで、自分たちで次世代へ継承していくという気運を盛り上げ、文化財を保存したり活用したりする活動に積極的に参加する地域住民を増やしていく。

また、文化財の活用により、収益を得るしくみを作り上げることで地域経済への波及につながる可能性が生まれる。こうした活用に向けた資金の確保を検討する際には、地方公共団体と民間事業者との連携や各種助成制度の活用のほか、地方公共団体に対するふるさと納税などの制度、クラウドファンディングの活用などを検討することも選択肢の一つである。

## ■ 第3章 文化財の保存・活用に向けた県の取組の方向性

### 1 文化財の保存を主とした取組

#### (1) 文化財の調査

地域の文化財を把握するとともに保存すべき新たな「秋田の宝」を発掘するために、県全体を対象とした基礎調査と、指定等文化財の現況確認調査を行う。

これまでに実施された主な基礎調査は資料編のとおりである。今後は、右の例にあるこれまで指定等がない分野や全県的な調査が不十分な分野の基礎調査を進める。

指定等文化財の現況確認調査については、所有者の情報を再点検するとともに、被災した場合の救出活動を円滑に進めるため、定期的に所在確認調査を進めていく。また、建造物や記念物の場合は、文化財保護管理指導員による定期的な巡回活動をはじめ、随時関係者による現況確認調査を継続する。

#### 調査候補文化財〔例〕

##### ○指定等がない分野

- ・郷土食
- ・玩具、娯楽、童歌
- ・絵馬、算額
- ・石碑、戦争関係遺跡

##### ○調査が不十分な分野

- ・戦後の建築物
- ・仏像、寺社什物、宗教画
- ・生活様式、生活技術
- ・近代の遺跡、窯跡
- ・近代の庭園・公園
- ・植物群落

#### (2) 文化財の指定等

指定文化財については、所有者や管理責任者に対して、法律や条例により現状変更等の制限、損壊等の行為への規制がかかる一方で、地方公共団体が維持管理、修理等に補助金を交付することができる。指定は文化財保護のための基本的な方策の一つなので、一定の価値が明らかになった文化財については積極的に指定を進めていく。

#### (3) 文化財の修理・整備への支援

県指定等文化財の修理や整備を行うため、文化財の所有者、管理団体等に、事業費の1／2を上限として補助金を交付している。国指定等文化財に対する国庫補助事業の随伴補助については、国庫補助残額の1／2を上限としている。

近年、熊本地震における建造物の倒壊、首里城正殿等の焼失など大きな文化財被害が起きている。失われた文化財を元の状態で取り戻すことは不可能であるので、防災施設整備や民間所有の建造物の事業に対して優先的に補助していく。

#### (4) 多彩な伝統行事の保存

伝統行事の保存について、直接の担い手を育成することは、どの行事でも最優先の取組である。学校と連携した公開や体験活動等を通じて、子どもたちやその親世代が「見る」「ふれる」「学ぶ」機会をつくることで、多くの地域・世代の

人々の関心を高め、伝承意欲を向上させ、後継者を確保する取組を進める。

また、伝統行事を支えてきた地域の人々が減少し経済的に苦しい保存団体が多いことから、後継者育成教室や用具修理等への支援を行う。

## 2 観光振興やまちづくり分野における取組

文化財の保存・活用に関する基本の方針に基づき、観光振興やまちづくりの各分野で進めていく次の施策において、地域の実情に照らし合わせながら文化財の活用を図っていく。

### (1) 地域の力を結集した「総合的な誘客力」の強化

ユネスコ無形文化遺産の「山・鉢・屋台行事」や「男鹿のナマハゲ」をはじめとする祭り行事、「あきた美人」を育んできた歴史・文化、気候風土に根差した発酵食文化など本県が誇る地域資源を活用した観光地づくりにより、秋田ならではの体験型観光等を推進し、県内外からの誘客拡大を図る。

### (2) 文化的発信力強化と文化による地域の元気創出

全国最多を誇る国指定重要無形民俗文化財など秋田ならではの文化資源を活用し、県内各地で特色ある文化事業を実施することで、国内外からの観光誘客を図るほか、本県の文化を次世代に継承していくため、若者を中心とする地域の文化的担い手育成に取り組んでいく。また、様々なメディアを活用し、国内外に本県文化に係る情報の発信強化を図る。

### (3) 「関係人口」を生かした活力ある地域づくり

伝統行事や文化資源などに関心を持ち、地域の活性化に貢献したいという人の流れが生じていることから、このような「関係人口」の拡大に向け、市町村や地域住民と連携した受入体制の整備や情報発信等を行い、県外在住者の企画力や実行力を生かした地域づくりを推進する。

### 3 県所有文化財について

令和2年5月1日現在、秋田県が所有している国及び県指定等文化財は67件である。有形文化財（建造物）は、県内4か所に所在している。その他の有形文化財（美術工芸品）、有形民俗文化財、天然記念物についてはすべて博物館等で管理されている。これらについて引き続き適切な管理に十分な注意を払いながら、観光振興やまちづくりに向けた活用への要望にも応じていく。

なお、活用にあたっては、管理者との調整が必要になることから、ここでは文化財の現状について述べることとする。

#### （1）有形文化財（建造物）

〔国指定重要文化財〕「旧奈良家住宅（秋田市）」1棟

〔国登録有形文化財〕「旧奈良家住宅（秋田市）」7棟

（所管：教育庁生涯学習課）

旧奈良家住宅は、江戸時代中期に建てられた茅葺き屋根の大型農家建築である。主屋が重要文化財、敷地内の和風住宅と附属屋（味噌蔵・座敷蔵・米蔵等）が登録有形文化財であり、県立博物館の分館として活用されている。昭和41年に解体修理、平成4年に部分修理、平成14年に屋根の全面葺き替えを行っている。附属屋は、屋根の修理以外に大きな改変を行っていない。大型の主屋を中心に、地主の生業を構成する附属屋がほぼ残っており、庭園を含めて建築群として価値が高い。

小学生から高校生の学習の場として、博物館本館と一体的に活用されているが、とりわけ小学校3年生社会の学習単元である「昔のくらし」での利用が多い。また、毎年5月には、近隣住民の協力を得て、菅江真澄の図絵で描かれている「軒の山吹」を再現するイベントを行っている。

〔国登録有形文化財〕「秋田県立農業科学館曲屋（大仙市）」1棟

（所管：教育庁生涯学習課）

曲屋は、明治36年に建築された旧伊藤家（現仙北市田沢湖）の家屋を平成元年に移築したもので、仙北地方特有の農家建築である。平成2年に茅葺き屋根の全面葺き替え、平成25年に屋根の部分修理が行われている。

農業科学館は、秋田県の農業の過去・現在・未来について、科学の目を通して楽しく学ぶ施設である。曲屋は、小学生から高校生の学習の場として活用され、とりわけ小学校3年生社会の学習単元である「昔のくらし」での利用が多い。また、曲屋を会場とした昔語りの会を開催するほか、昔の農具実演や道具作りなど新たな体験プログラムも実施している。

〔国登録有形文化財〕「秋田県ゆとり生活創造センター昭和館（秋田市）」2棟

（所管：あきた未来創造部地域づくり推進課）

昭和館は、昭和10年に建築された旧佐藤家（大仙市大曲）の家屋を平成13年に移築したもので、木造2階建の主屋と土蔵造2階建の土蔵からなる。内部の造作

に趣向が凝らされており、昭和初期の旧家の格式を感じることのできる建物である。

余暇活動の拠点として平成14年にオープンした秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」内にあり、一般公開され主に主屋の和室が集会施設として活用されている。昭和館を含めた施設全体が気軽に人々が集える場となっている。

### 〔国登録有形文化財〕「十和田ホテル本館（小坂町）」1棟

（所管：観光文化スポーツ部観光戦略課）

十和田ホテルは、幻となった東京オリンピックを前に、外国人観光客のための宿として、政府の要請で建てられたホテルの一つで、昭和13年に完成した。天然秋田杉の良材や銘木を巧みに配した木造3階建てで、各部屋の意匠はすべて異なり、それぞれが違った趣と表情を見せている。平成10年に、外壁と内部の大改修を行っている。

「秋田杉の館」と称される高い芸術性を感じることができることに加え、湖畔高台に立地しており十和田湖が一望できる。十和田八幡平国立公園内に位置することから、周辺の観光地と一体的に活用されている。

### （2）有形文化財（美術工芸品）、有形民俗文化財、登録記念物

内訳は、絵画11件、工芸品8件、書跡・典籍8件、古文書5件、考古資料12件、歴史資料7件、有形民俗文化財3件及び登録記念物（動物）1件であり、県立博物館・県立近代美術館・県立図書館・県公文書館・仙北市立角館樺細工伝承館でそれぞれ管理されている。各館で展示等による活用、観光施設等と連携した取組などを進める。

## ■ 第4章 市町村への支援の方針

### 1 保存・活用の取組への支援

各市町村には、国・県・市町村の指定文化財が存在しており、その状況を把握し、保存・活用の施策を主体的に進めていくのは各市町村である。しかし、市町村には文化財の分野ごとに専門職員がいるとは限らず、保存・活用について指導・助言できる専門家も多くはない。

そこで、市町村による保存・活用の施策の推進にあたり、県は事業の計画段階から市町村と協議し、事業に関係する組織等で指導・助言を行うとともに、専門家の紹介、国や関係機関等から入手した情報等の提供などを行う。事業に対する国の補助制度がある場合は、国との連絡調整や事業計画に関する協議、補助金申請の取りまとめ等により支援を行う。

また、県域を包括する地方公共団体として、国と市町村のパイプ役を務めるとともに、市町村間連携や民間企業・団体との連携が必要な場合のコーディネート機能を果たしていく。さらに、これまでの調査等の結果をデータベース化し共有できるしくみを検討し、専門人材や関係団体等のデータとともに各市町村との情報共有を進める。

### 2 文化財保存活用地域計画作成への支援

平成31年4月の改正文化財保護法の施行により、市町村は、県の大綱を勘案して、文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁長官の認定を受けることが制度化された。計画の作成は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画の策定等に関する指針（平成31年3月）」を参考にすることになるが、作成の各段階における注意点と県の支援については次のとおりである。

#### （1）基本情報の収集・整理

地域計画作成に当たって、まず過去の国・県による調査、市町村や民間団体等による調査の成果を整理し、その上で更なる調査が必要な場合は、ワークショップ等の形で地域住民等の参画を得ながら行うことが注意点である。県は、事前準備の段階から必要な相談に応じ、過去の調査結果や大綱策定時の各種資料の提供、当該市町村の特色に応じた調査等に対して助言を行う。

#### （2）作成協議会の設置

多様な関係者の意見を踏まえた地域計画を作成するため、協議会を設置して検討を行うことが注意点である。県では、市町村の要望に応じて作成協議会へ参加し助言等を行うとともに、先行事例の紹介や国の指導事項等について情報提供を行う。

### (3) 地域計画の作成

県は大綱と地域計画の内容の調整を図り、整合性がとれたものとするため、助言を行う。また、地域計画の作成は複数の市町村が共同して行うことも可能であることから、自ら地域計画を作成することが困難な市町村の場合は、近隣市町村との広域的な連携も視野に入れた計画作成の可能性等を検討し、助言等を行う。

また、地域計画は市町村が取り組む具体的な内容を記載したアクション・プランであることから、個々の措置について進捗状況等を踏まえ、計画全体の評価を行うことが注意点である。県は進捗管理を行いつつ、評価結果による計画の見直し等について助言等を行う。

## 3 歴史的建造物等の活用にあたっての建築基準法の適用除外等について

国指定重要文化財（建造物）は、建築基準法による各種の規制の適用が除外されているが、県や市町村指定の文化財や登録文化財などの歴史的建造物については、改修等を行う場合、原則として建築基準法が適用される。ただし、建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づき、地方公共団体が定める条例により適用除外とすることができます。本県においては、秋田市と大潟村を除く県内の地方指定有形文化財建造物及び地方指定史跡内建造物は、既に包括的に建築基準法の適用を除外する指定を受けている。

伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物については、条例を定めることにより建築基準法の制限が緩和される。本県においては、横手市が条例を制定している。

地方指定名勝内建造物やその他の歴史的建造物の活用を計画している市町村に対しては、建築基準法の適用除外についての情報提供や関係する条例の制定についての助言等、必要な支援を行う。

## ■ 第5章 防災・災害発生時の対応

近年、豪雨や台風による洪水、高潮など大規模自然災害が日本各地で頻発し、文化財へも被害が及んでいる。また、ノートルダム大聖堂や首里城のように人為的要因による文化財の火災も記憶に新しい。本県でも、昭和58（1983）年の日本海中部地震、平成23（2011）年の東日本大震災、平成29（2017）年の雄物川の洪水などによる文化財の被害や、県指定文化財の焼失が起きている。

本県では、自然災害を対象に秋田県地域防災計画（令和2年6月修正）を作成しており、一般災害対策の中で文化財災害予防計画を定めている。本章では、文化財の種別ごとの対応と計画に定めのない内容について示す。

### 1 文化財の防災

#### （1）文化財の種別ごとの対応

##### ① 建造物等

建造物は、ほとんどが木造であり、火災に対し極めて脆弱であるとともに、耐震能力が低い場合が多い。防火対策として、令和元年度末までにほとんどの国指定重要文化財で自動火災報知設備、放水銃や消火栓等が整備されており、文化財防火デー等に訓練及び機器の点検が行われている。県指定有形文化財についても、令和元年に文化庁が作成した「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」等に基づき防火対策を指導している。

耐震対策としては、平成21年に木造の重要文化財を対象とした耐震所有者診断支援事業による予備診断を行い、平成30年に現況調査、令和元年に耐震対策に関する所有者等説明会を開催した。

##### ② 美術工芸品、有形民俗文化財

温湿度管理や防火対策に加え、盗難に対する防犯対策や人為的な破損への対策が必要である。現状では、博物館、近代美術館等で所蔵されているものも多い。令和元年に県内の公共的収蔵施設29館を対象に防火対策等状況調査を実施した結果、対策が不十分な施設があったため改善を指導している。また、被災後は、特に個人所有の古文書や歴史資料等が一括して廃棄される危険性が高いことから、資料一覧を作成し所蔵場所等を明示しておくことに加え、迅速かつ的確な被災情報の収集が必要である。収蔵施設の被害が大きい場合や個人所有の文化財が被災した場合を想定して、一時保管場所や冷凍庫等の確保も急務である。

##### ③ 無形民俗文化財

平成23（2011）年に東日本大震災が起きるまで、無形民俗文化財は防災の対象としてあまり意識されることがなかった。しかし、地域の伝統行事や芸能を復活させようとした時、技やしきたりを覚えている人がいない、必要な道具がないなど復活が困難な現実が明らかになった。無形民俗文化財は、被災した地

域の復興において重要な役割を果たすことから、その復活のために映像記録等の作成、形態や動作の記録などの資料を保存しておくことが有効である。県では、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所と協力して、無形民俗文化財の情報共有を進めていく。

#### ④ 記念物

ほとんどが屋外にあることから、地震、暴風雨、崖崩れ等自然災害への対策が必要である。危険な地域については、ハザードマップと連動させた対応マニュアルを作成することが望ましい。

### (2) 文化財リストの整備

防災対策の基礎とするため、文化財の所在場所、管理体制、写真や実測図など関連情報をまとめたリスト整備が必要である。地域ごとに文化財リストを整備することにより、災害時に優先的に手立てを講ずべき文化財を可視化できる。その際、文化財担当部局だけではなく、地域住民や防災担当部局などと情報共有を進めることが効果的である。県では、国、県、市町村指定文化財についてリストの整備を進めているが、各市町村においては、指定文化財以外に地域で大切にされている文化財を加えて整備を進めていく必要がある。

### (3) 文化財防災ネットワークの構築

文化財リストの整備が進み全国的に情報共有が進むと、防災体制だけではなく被災した際の文化財救援体制も構築しやすくなる。現在、東日本大震災における文化財救援活動を基盤に、独立行政法人国立文化財機構による文化財防災ネットワーク推進事業が進められ、令和2年10月に文化財防災センター（\*）が設置された。本県は、北海道・東北ブロックを担当している独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所と協力し、関係機関を含めた広域的な文化財防災ネットワークの構築を進めていく。

\* 奈良文化財研究所内に本部が設置され、全国6ブロックごとに担当機関がある。

### (4) 防災訓練の実施

文化庁の通知やガイドラインに基づき、建造物での防災訓練に加えて、美術工芸品や有形民俗文化財を収蔵する施設でも、被災を念頭に文化財の移動等を想定した防災訓練を実施することが望ましい。また、文化財の移動等が必要になる大規模災害の場合、関係機関との連絡が困難になることが想定されるため、連絡方法の検討が必要である。

## 2 災害発生時の対応

### (1) 初期対応

災害が発生した場合、関係機関からの情報を集約し、文化財担当部局が対応の優先度を判断しなければならない。大規模災害の場合は、現地では災害対応に追われ、文化財の詳細な被害情報収集は後回しになることが想定されるが、関係機関との連携により、早期の情報収集に努める。その上で、初期段階で収集できた情報の整理を行い、対応を検討する。

また、被災した文化財については、初動段階での適切な処置や判断が必要である。そこで、専門家の到着を待たずに対応できるように、初期段階で講すべき手立てについてマニュアルの整備を進めていく。

### (2) 文化財のレスキュー活動

文化財が被災した場合、建造物の損傷や倒木等による周辺への被害、土砂の流出などが想定されることから、二次被害を防ぐことを最優先とし立ち入り禁止等安全対策を講じる必要である。その後、現地スタッフだけの活動に限界がある場合、文化財防災ネットワークを活用し幅広く支援を要請し、専門家の指導による修理、復旧などの手立てを講ずる。

美術工芸品や有形民俗文化財を収蔵する施設や個人宅が被災した場合は、速やかに移動した後、対応策を検討する。無形民俗文化財の用具や記録が被災した場合は、共有した情報を活用し、被災地域以外からの用具等の借り受け、映像記録による行事等の復活などを検討していく。

## ■ 第6章 文化財の保存・活用の推進体制

### 1 秋田県の体制

#### (1) 文化財保護主管課

文化財保護に関する事務は、教育庁生涯学習課文化財保護室が主管しており、文化財保護班、埋蔵文化財・世界遺産登録推進班、払田柵跡調査事務所、埋蔵文化財センターが業務を分担している。

#### [ 文化財保護室の業務内容 ]

班及び機関	業務内容
文化財保護班	指定文化財の保存・活用等
埋蔵文化財・世界遺産登録推進班	埋蔵文化財の保存・活用、世界遺産登録推進等
払田柵跡調査事務所	国指定史跡払田柵跡の発掘・出土品の調査研究等
埋蔵文化財センター	埋蔵文化財の調査研究、出土品の整理・収蔵等

#### (2) 関係課室及び機関

文化財の保存・活用にあたり、学校教育を所管する教育庁各課、生涯学習課及び県立博物館、図書館、近代美術館等教育機関、知事部局の関係課室及び機関と連携し、各施策を進めていく。また、文化財保護室の他に文化財に関わる業務に関係する課室は、以下のとおりである。

#### [ 文化財に係る業務の関係課室等 ]

業務等	関係課室等
美術工芸品	教育庁生涯学習課、博物館、図書館 近代美術館、総務部公文書館
文化芸術	観光文化スポーツ部文化振興課、教育庁生涯学習課
観光	観光文化スポーツ部観光戦略課、観光振興課
防災・災害対応	総務部総合防災課
自然保護	生活環境部自然保護課、鳥獣保護センター（*1）
地域振興	あきた未来創造部地域づくり推進課、農林水産部農山村振興課（*2）
郷土食（*3）	農林水産部各課、観光文化スポーツ部秋田うまいもの販売課 総合食品研究センター
伝統的工芸品（*4）	産業労働部地域産業振興課
景観、歴史的風致維持向上	建設部都市計画課

\* 1 特別天然記念物カモシカの保護・収容を行っている。

\* 2 農山漁村における取組を支援している。

\* 3 民俗文化財に分類され、食材、調理方法、保存食、行事食などを含む。

\* 4 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、経済産業大臣の指定を受けた工芸品のほか、秋田県伝統的工芸品産地産業振興対策要綱に基づき、本県独自に指定した工芸品もある。

## 2 秋田県文化財保護審議会

秋田県文化財保護審議会は、秋田県文化財保護条例に基づいて設置され、文化財の指定など、文化財の保存・活用に関する重要事項について審議する。委員は20名以内であるが、令和2年5月1日現在12名である。構成は次のとおりである。

〔分野別内訳〕

建造物2名、絵画1名、古文書・歴史資料1名、考古資料・史跡1名、書跡・典籍1名、民俗1名、植物1名、植物・景観1名、動物1名、地質鉱物1名、報道1名

## 3 秋田県内の関係団体等

文化財の保存・活用に向け、行政機関だけでなく以下の団体をはじめとした民間団体、助成事業を行っている民間企業、大学や研究機関等との連携を進める。

### ○ 秋田県文化財保護協会

本会は、秋田県内にある文化財の保存・活用を積極的に推進するとともに、文化財の調査研究を行い、もって県民の文化的向上に資することを目的として、昭和32年11月に発足した。定期的に会報の発行と機関誌『出羽路』を刊行をしている。

### ○ 秋田県民俗芸能協会

本会は、民俗芸能の継承と普及、人材養成を通して郷土への愛着の精神を涵養することを目的に、昭和44年5月に発足した。毎年、協会独自に「民俗芸能功労者表彰」を実施し、これまで300人以上を表彰している。また、数年ごとに『秋田県民俗芸能協会だより』を刊行している。

### ○ 秋田県登録文化財所有者の会

本会は、登録文化財の所有者をはじめ、文化財建造物に関心をもつ人々の交流を深めることを目的に、平成21年12月に発足した。会報の発行や所有者間の相互訪問を行っている。

## 4 市町村との連携

県内各地で文化財の状況を把握し、保存・活用の施策を推進しているのは各市町村であることから、今後も地域計画の作成支援など連携した取組を進めていく。

文化財保護行政の基本知識、最新の情報を共有する目的で、年度当初に「市町村文化財保護行政主管課長会議」及び「市町村文化財保護行政担当者会議」を開催している。また、「歴史文化基本構想」「文化財補助金事務」「文化財の防災」などテーマを設定した研修も行ってきており、今後も内容を改めながら継続する。また、10月に次年度以降の文化財関係国庫補助事業及び県補助事業について、市町村ごとに要望を聞き取り、事業計画に反映させている。

## 5 今後の体制整備の方針

### (1) 関係機関等との連携

文化財の保存・活用に關係する庁内課室及び外部の機関は広範囲にわたることから、内容に応じて緊密な連携を柔軟に構築して事業を進める必要がある。そこで、庁内で文化財関係業務について共通理解を図るとともに、人事交流を通して積極的に情報を共有する。

学校やN P O 法人等との関わりでは、授業や講座等に關係職員が出向くほか、文化財を会場としたイベント等でP Rしたり、文化財が活用される機会をとらえて連携を強めていく。

### (2) 地域社会との連携

文化財は県民共有の財産であるが、その保存・活用を中心的に担うのは、文化財の所有者や文化財が所在する地域の住民であることが多い。地域全体を対象にした基礎調査、保存・活用事業への協力、情報発信などは地域社会と連携できていることが前提となる。また、災害発生時の初期対応は地域社会にしかできないことから、地域社会との連携体制を整える。

### (3) 文化財担当部局の体制強化

平成31年の法改正の際、「文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。」が付帯決議された。本県の文化財の主たる担当部局である文化財保護室は、文化財専門職員4名、教員からの配置転換8名、知事部局からの出向職員1名で構成されている（令和2年4月1日現在）。

県としては、専門職員が担っている埋蔵文化財の分野に加え、他の分野についても教員からの配置転換等を通じ、体制の強化を図っていく。あわせて文化財全般に係る専門的知見を有する人材育成を目的に文化庁が実施する「文化財マネジメント職員養成研修」等を活用し、専門分野を超えて広い視野から、文化財を総合的に把握できる職員を育成する。

